美しい宮崎づくり知事表彰実施要綱

平成29年7月31日 改正 平成30年12月28日 都 市 計 画 課

(目的)

第1条 この表彰は、県内で美しい宮崎づくりに取り組む個人又はNPO、企業、学校、地方公共団体、 その他の団体のうち、その功績が顕著であると認められるものを表彰することにより、美しい宮崎づ くりに対する県民の関心を高めるとともに、県民による美しい宮崎づくりをより一層促進することを 目的とする。

(表彰者)

第2条 表彰者は、知事とする。

(表彰の種類)

- 第3条 表彰は、次の各号において行う。
 - (1) 美しい宮崎づくり大賞
 - (2) 部門賞
 - ア 水と緑の景観賞
 - イ まちなみ景観賞
 - ウ 未来につなぐ景観賞
 - (3) 奨励賞
 - (4) 特別賞

(表彰の対象)

- 第4条 表彰の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、表彰の対象が活動の場合は、3年以上の実績があるものとする。
 - (1) 美しい宮崎づくり大賞 美しい宮崎づくりに特に顕著な功績のあるもの
 - (2) 部門賞
 - ア 水と緑の景観賞

水と緑が織りなす自然景観又は農山漁村景観の保全・創出・活用に功績のあるもの

イ まちなみ景観賞

歴史や文化などを活かした景観又は潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全・創出・活用に功 績のあるもの

ウ 未来につなぐ景観賞

美しい宮崎づくりに関する普及啓発、担い手の育成その他の活動に功績のあるもの

(3) 奨励賞

景観の形成や向上に貢献しているもの

(4) 特別賞

過去の受賞者を含めて、長年にわたり美しい宮崎づくりに貢献したもの

- 2 前項の規定にかかわらず、表彰の対象が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象としない。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合
 - (2) 暴力団員が役員等となっている場合
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
 - (4) その他表彰の対象とすることが不適当と認められる場合

(表彰候補者の推薦)

第5条 自薦又は他薦とし、どちらの場合も応募用紙を都市計画課美しい宮崎づくり推進室に提出する ものとする。

(被表彰者の選考)

- 第6条 被表彰者の選考は、別に定める審査基準に基づき、県土整備部次長(都市計画・建築担当)及 び美しい宮崎づくり推進有識者会議委員で構成する選考委員会において行う。
- 2 選考委員会の委員長は、県土整備部次長(都市計画・建築担当)とする。

(被表彰者の決定)

第7条 知事は、選考委員会の選考を踏まえ被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第8条 被表彰者に対して表彰状を授与する。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、原則として美しい宮崎づくり推進強化月間(11月1日から11月30日まで)期間中に行う。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。